

# タクシー事業者に対する 労働時間等説明会

を開催しました。

令和6年8月1日、魚津合同庁舎会議室にて、新川地区のタクシー事業者に向けた労働時間等に関する説明会を開催しました。

本説明会は、タクシー業界の労働環境の整備に向けた取り組みを支援するため、**時間外労働の上限規制及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」）**についての理解を深めることを目的として開催したものです。

説明会では、富山労働局監督課労働時間管理適正化指導員による、令和6年4月から適用されている「改善基準告示」の説明のほか、当署監督官から、タクシー業に対する監督指導結果から見た労務管理上の留意点についての説明を行いました。

また、当署署長から、業務改善助成金（事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合にその費用の一部を助成する制度）他、各種支援策の説明を行いました。



労務管理上の留意点について説明が行われる様子

本年4月1日から自動車運転者の業務に時間外労働の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められました。



【問合せ先】

魚津労働基準監督署 監督課

0765-22-0579

